

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 南関町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.2%
全職員	75.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.8%
本庁課長補佐相当職	115.6%
本庁係長相当職	100.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	131.1%
31～35年	94.4%
26～30年	109.9%
21～25年	94.0%
16～20年	103.3%
11～15年	105.4%
6～10年	124.6%
1～5年	97.0%

【説明欄】

- ・給与のうち、通勤手当、宿日直手当、児童手当、退職手当は除く。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員は、再任用職員及び会計年度任用職員で、すべて短時間勤務の職員である。
- ・男性職員のうち 常勤職員 79.8%、それ以外の職員 20.2%
女性職員のうち 常勤職員 43.8%、それ以外の職員 56.2% である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。